

31島広介第2082号
令和2年1月27日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
小規模多機能型居宅介護支援事業所 管理者 様
管内地域包括支援センター 所長 様
看護小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

島原地域広域市町村圏組合
介護保険課長 松本 直樹
(公印省略)

「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」及び「介護予防サービス計画作成・
介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の取り扱いについて(通知)

新春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より本組合の介護保険事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」及び「介護予防サービス計画作成・
介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の取り扱いについて、下記のとおり変更
しますので、お知らせいたします。

記

1. 変更内容 届出の時期につきまして、これまでは利用者との契約締結後10日以内に届出を行っていただくこととしておりましたが、今後はケアプランを作成する前であれば、届出の時期は問わないことといたします。
2. 運用開始 令和2年2月1日から運用開始とします。
3. 関係資料 「介護保険事業に係る事務手続きの手引き〔平成30年度版〕」
(平成30年度介護保険給付に関する説明会の開催に伴い、説明資料として本組合が発行)
上記資料48・49ページの差し替えは、別紙のとおりです。
資料をお持ちの事業所におかれましては、恐れ入りますが、各自で差し
替えをお願いいたします。

【お問い合わせ先】

島原地域広域市町村圏組合
介護保険課 給付係
TEL：0957-61-9101
FAX：0957-61-9104